令和８年（フ）第１４７３号
東京都東村山市萩山町３丁目17番地２―106
債務者　三沢　雄司
1　決定年月日時　令和８年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１４７８号
神奈川県藤沢市鵠沼海岸２丁目２番15―202号
債務者　吉田　浩子
1　決定年月日時　令和８年９月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１７９９号
横浜市金沢区六浦南１丁目37番２―201号
債務者　上野　友子
1　決定年月日時　令和８年９月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１８０１号
横浜市磯子区岡村４丁目12番41号
債務者　柳澤　雪子
1　決定年月日時　令和８年９月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１９０９号
横浜市港南区野庭町332番地４　上永谷フラワーマンション305号
債務者　佐藤　浩

1　決定年月日時　令和８年９月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１９１３号
横浜市保土ケ谷区桜ケ丘１丁目８番41号
債務者　高橋　尚子
1　決定年月日時　令和８年９月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２０２２号
横浜市神奈川区菅田町1779番地１　菅田農住ハイツⅡ　104号
債務者　仲上　光芳
1　決定年月日時　令和８年９月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２０２３号
横浜市神奈川区菅田町1779番地１　菅田農住ハイツⅡ　104号
債務者　仲上　智代
1　決定年月日時　令和８年９月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２０４３号
横浜市緑区十日市場町1258番地　十日市場ヒルタウン15―２号棟311号
債務者　岡野　弥生

1　決定年月日時　令和８年９月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２０９８号
横浜市旭区左近山16番地４　左近山団地１街区17棟305号
債務者　石川　勇樹
1　決定年月日時　令和８年９月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第４０４号
新潟市中央区女池３丁目26番17号２　アップルフレンド女池101号、前住所新潟県新発田市上赤谷4644番地１
債務者　加藤　望
1　決定年月日時　令和８年９月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで
新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第４２４号
新潟市西区坂井東６丁目16番11号　石川借家５号
債務者　玉木　春雄
1　決定年月日時　令和８年９月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで
新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第４３１号
新潟市東区下場本町３番36号　センシアＡ201号
債務者　伊藤　彩花

1　決定年月日時　令和８年９月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで
新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１３６号
富山県高岡市問屋町262番地１　信開グラビス高岡502号、前住所富山県高岡市上関町３番12号
債務者　若森　渡
1　決定年月日時　令和８年９月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで
富山地方裁判所高岡支部

令和８年（フ）第４５号
長野県飯田市上郷黒田157番地１　第一陽明荘３号
債務者　森谷　千里
1　決定年月日時　令和８年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで
長野地方裁判所飯田支部

令和８年（フ）第１０６号
岐阜県大垣市林町１丁目150番地１　シャトレ愛松大垣Ⅱ　904号、前住所名古屋市中区伊勢山２丁目４番24号　アーバンライフヤマゼン709号、愛知県碧南市志貴崎町４丁目５番地、愛知県碧南市川端町１丁目13番地２
債務者　浜田　凱斗
1　決定年月日時　令和８年９月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係